

四日市港管理組合公報

第1068号

令和3年6月1日

火曜日

目次

告 示

- 公有水面埋立免許の出願 (港営課) 2
- 公有水面埋立承認の出願 (港営課) 4

告 示

四日市港管理組合告示第5号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願がありましたので、同法第3条第1項の規定に基づきその事件の要領を次のとおり告示します。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供します。

令和3年6月1日

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願人 四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合

代表者 三重県津市観音寺町446番地20

管理者 三重県知事

鈴木英敬

2 埋立区域

(1) 位置

三重県四日市市霞二丁目23番地及び27番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、①の地点と⑥の地点を結ぶ平成22年4月16日付け組合指令管第65号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.18mにより決定）より囲まれた区域

①の地点 四等三角点 富双（北緯35度00分13.4207秒、東経136度39分55.6359秒）から121度02分20秒 898.34mの地点

②の地点 ①の地点から 114度33分32秒 243.38mの地点

③の地点 ②の地点から 204度33分51秒 388.50mの地点

④の地点 ③の地点から 294度33分51秒 33.52mの地点

⑤の地点 ④の地点から 24度33分51秒 3.52mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 294度33分51秒 330.00mの地点

(3) 面積

96,668.72 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県四日市市霞二丁目 23 番地及び 27 番地の地内並びに地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊷の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点 四等三角点 富双（北緯 35 度 00 分 13.4207 秒、東経 136 度 39 分 55.6359 秒）から 104 度 11 分 24 秒 825.72m の地点

㊸の地点 ㊶の地点から 114 度 33 分 32 秒 573.53m の地点

㊹の地点 ㊸の地点から 204 度 33 分 51 秒 888.53m の地点

㊺の地点 ㊹の地点から 294 度 33 分 51 秒 533.52m の地点

㊻の地点 ㊺の地点から 24 度 33 分 51 秒 253.52m の地点

㊼の地点 ㊻の地点から 294 度 33 分 51 秒 100.00m の地点

㊽の地点 ㊼の地点から 24 度 33 分 51 秒 43.20m の地点

㊾の地点 ㊽の地点から 114 度 18 分 53 秒 59.75m の地点

(3) 面積

502,182.12 平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地、道路用地

5 出願年月日

令和3年5月24日

6 縦覧場所及び期間

四日市市霞二丁目 1 番地の 1 四日市港管理組合経営企画部港営課、四日市市諏訪町 1 番 5 号 四日市市役所 8 階政策推進課、四日市市大宮町 13 番 12 号 四日市市羽津地区市民センター、四日市市富田一丁目 24 番 47 号 四日市市富田地区市民センター、四日市市富洲原町 31 番 46 号 四日市市富洲原地区市民センターにおいて、令和3年6月1日から令和3年6月22日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く執務時間中とする。

なお、縦覧期間満了の日までに書面をもって意見を申し出ることができる。

四日市港管理組合告示第6号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立承認の出願がありましたので、同法第3条第1項の規定に基づきその事件の要領を次のとおり告示します。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供します。

令和3年6月1日

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願人 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局

代表者 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長

堀田治

2 埋立区域

(1) 位置

三重県四日市市霞二丁目23番地、25番地、27番地の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と①の地点を結ぶ平成17年11月1日付け国部整港管第190号で竣功通知した埋立地の陸地と公有水面との境界線（D.L.+2.09mにより決定）により囲まれた区域

四等三角点富双：北緯35度00分13秒4207、東経136度39分55秒6359。以下「基点」という。

①の地点 基点から 147度46分42秒 923.36mの地点

②の地点 ①の地点から 114度33分51秒 330.00mの地点

③の地点 ②の地点から 24度33分51秒 19.50mの地点

④の地点 ③の地点から 294度33分51秒 330.00mの地点

(3) 面積

6,435.00 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県四日市市霞二丁目 23 番地、25 番地、27 番地の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の㊶の地点から㊷の地点までを順次に直線で結んだ線及び㊷の地点と㊶の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

四等三角点富双：北緯 35 度 00 分 13 秒 4207、東経 136 度 39 分 55 秒 6359。以下「基点」という。

㊶の地点	基点から	156 度 5 分 6 秒	818.07mの地点
㊸の地点	㊶の地点から	204 度 33 分 51 秒	270.00mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	114 度 33 分 51 秒	740.00mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	24 度 33 分 51 秒	540.00mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	294 度 33 分 51 秒	479.95mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	204 度 33 分 51 秒	170.71mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	294 度 33 分 51 秒	120.05mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	204 度 33 分 51 秒	99.29mの地点

(3) 面積

341,306.78 平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

令和3年5月24日

6 縦覧場所及び期間

四日市市霞二丁目 1 番地の 1 四日市港管理組合経営企画部港営課、四日市市諏訪町 1 番 5 号 四日市市役所 8 階政策推進課、四日市市大宮町 13 番 12 号 四日市市羽津地区市民センター、四日市市富田一丁目 24 番 47 号 四日市市富田地区市民センター、四日市市富洲原町 31 番 46 号 四日市市富洲原地区市民センターにおいて、令和3年6月1日から令和3年6月22日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く執務時間中とする。

なお、縦覧期間満了の日までに書面をもって意見を申し出ることができる。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
